

栃木県水泳連盟顕彰規定

会 長 賞	(1) 永年にわたって、本県水泳の振興・発展に尽力し、最も優れた業績を残した個人。 (2) 国際的に優れた成績をあげた選手。
優秀団体賞	(1) 永年にわたって、優れた業績を残した団体。
最優秀監督賞・ コーチ賞・ 選手賞	(1) 日本選手権・国民体育大会において優勝または国際大会において入賞した選手とその監督・コーチ。 ※コーチは公認水泳コーチ・上級水泳コーチ有資格者が対象となる。
優秀監督賞・ コーチ賞・ 選手賞	(1) 全国大会等において3位以内に入賞した選手とその監督・コーチ。ただし、リレー種目は除く。 (2) 国民体育大会において個人種目8位入賞した選手とそのコーチ。 ※コーチは公認水泳コーチ・上級水泳コーチ有資格者が対象となる。
奨 励 賞	(1) 永年にわたって、本県水泳の普及・振興に優れた業績を残した個人。 (2) 全国大会等において4位から8位入賞およびリレー種目において入賞した選手。
功 労 賞	(1) 永年にわたって、本県水泳の普及・振興に優れた業績を残した個人。
連 盟 賞	(1) 本連盟に登録し優れた成績を残し、高等学校部会から推薦された高校3年生。

(受賞者の推薦)

加盟団体ならびに部会および専門委員会の代表は、最優秀監督・コーチ・選手賞、優秀監督・コーチ・選手賞、奨励賞、功労賞の候補を推薦し、推薦書を会長に提出することができる。ただし、会長賞、優秀団体賞は、理事会で推薦するものとする。

(受賞者の選考)

推薦された候補者についての選考・決定は理事会においておこなうものとする。

- 付記 1 選考基準の全国大会等とは（公財）日本水泳連盟主催の大会とする。
2 功労賞の対象者は満60歳以上とする。

栃木県水泳連盟顕彰規定

栃木県水泳連盟顕彰規定

(目 的)

第1条 栃木県水泳連盟は、本県水泳の振興に貢献しその功績顕著な者および水泳界で優秀な成績をおさめたものに対し、その榮譽を顕彰するに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 本連盟に加盟・登録した団体および個人。
または、理事会において承認した団体および個人。

(賞の種類)

第3条 賞の種類は次のとおりとする。

- 1 会長賞
- 2 優秀団体賞
- 3 最優秀監督コーチ・選手賞
- 4 優秀監督コーチ・選手賞
- 5 奨励賞
- 6 功労賞
- 7 連盟賞

(選考基準)

第4条 賞の選考基準は次のとおりとする。

- 1 会長賞
 - (1) 永年にわたって、本県水泳の振興・発展に尽力し、最も優れた業績を残した個人。
 - (2) 国際的に優れた業績をあげた選手。
- 2 優秀団体賞
 - (1) 永年にわたって、優れた業績を残した団体。
- 3 最優秀監督コーチ・選手賞
 - (1) 日本選手権大会・国民体育大会に優勝または国際大会等において入賞した選手とそのコーチ。
※ コーチは公認水泳コーチ・上級水泳コーチ有資格者が対象となる。
- 4 優秀監督コーチ・選手賞
 - (1) 全国大会等において3位以内に入賞した選手とそのコーチ。ただし、リレー種目は除く。
 - (2) 国民体育大会において個人種目8位入賞した選手とそのコーチ。
※ コーチは公認水泳コーチ・上級水泳コーチ有資格者が対象となる。
- 5 奨励賞
 - (1) 永年にわたって、本県水泳の普及・振興に優れた業績を残した個人。
 - (2) 全国大会等において4位から8位入賞およびリレー種目において入賞した選手。

6 功労賞

(1) 永年にわたって、本県水泳の普及・振興に貢献した個人。

7 連盟賞

(1) 本連盟に登録し優れた成績を残し、高等学校部会から推薦された高校3年生。

(受賞者の推薦)

第5条 加盟団体ならびに部会および専門委員会の代表は、最優秀監督コーチ・選手賞、優秀コーチ・選手賞、奨励賞、功労賞の候補者を推薦し、推薦書を会長に提出することができる。ただし、会長賞、優秀団体賞は、理事会で推薦するものとする。

(受賞者の選考)

第6条 前条によって推薦された候補者についての選考・決定は、理事会において行うものとする。

第7条 各賞に対して、賞状盾を贈る。

(表彰年)

第8条 表彰は、毎年1回行うものとする。

付記 1 選考基準の全国大会等とは（公財）日本水泳連盟主催の大会とする。

2 功労賞の対象者は満60歳以上とする。

付 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。